

平成27年生駒市議会（第4回）定例会議案

平成27年9月15日

生 駒 市

平成 27 年生駒市議会（第 4 回）定例会議案目録

議案番号	議案名	頁
報告第 13 号	市長専決処分の報告について (変更契約の締結について)	1～2
報告第 14 号	市長専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額の決定について)	3～4
報告第 15 号	平成 26 年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の報告について	5～7
報告第 16 号	平成 26 年度決算に基づく生駒市資金不足比率の報告について	8～10
議案第 64 号	平成 26 年度生駒市一般会計決算の認定について	11
議案第 65 号	平成 26 年度生駒市公共施設整備基金特別会計決算の認定について	12
議案第 66 号	平成 26 年度生駒市生駒駅前市街地再開発事業特別会計決算の認定について	13
議案第 67 号	平成 26 年度生駒市介護保険特別会計決算の認定について	14
議案第 68 号	平成 26 年度生駒市国民健康保険特別会計決算の認定について	15
議案第 69 号	平成 26 年度生駒市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	16
議案第 70 号	平成 26 年度生駒市下水道事業特別会計決算の認定について	17
議案第 71 号	平成 26 年度生駒市自動車駐車場事業特別会計決算の認定について	18
議案第 72 号	平成 26 年度生駒市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	19
議案第 73 号	平成 26 年度生駒市病院事業会計決算の認定について	20
議案第 74 号	平成 27 年度生駒市一般会計補正予算（第 2 回）	21～32
議案第 75 号	平成 27 年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）	33～37

議案第 76 号	生駒市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	38～39
議案第 77 号	生駒市住民基本台帳カード利用条例を廃止する条例の制定について	40
議案第 78 号	生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	41
議案第 79 号	生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	42
議案第 80 号	生駒市教育委員会委員の定数を定める条例の制定について	43
議案第 81 号	市道路線の認定について	44～45
議案第 82 号	市道路線の廃止について	46
議案第 83 号	奈良市・生駒市消防通信指令事務協議会規約の変更について	47
議案第 84 号	生駒市病院事業推進委員会委員の委嘱及び任命について	48～49
議案第 85 号	生駒市法令遵守委員会委員の委嘱について	50
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	51

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

記

変更契約の締結について

平成 27 年 9 月 15 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

変更契約の締結について

議会の議決を経て締結した契約の変更契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、下記のとおり専決処分する。

記

- 1 契約の目的 生駒台幼稚園改築工事
- 2 契約の方法 事後審査型条件付一般競争入札
- 3 契約金額
 - (1) 変更前 606,960,000円
 - (2) 変更後 617,161,680円
- 4 契約の相手方 奈良市三条本町4番32号 中室ビル
株式会社 浅沼組 奈良営業所
所長 大西宏次
- 5 工 期 契約の日から平成27年8月15日まで

平成27年7月29日

生駒市長 小 紫 雅 史

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成 27 年 9 月 15 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額の決定について

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、下記のとおり専決処分する。

記

1 事故区分及び事故発生年月日

物損事故

平成27年4月19日（日）午後5時30分頃

2 事故発生場所

生駒市鹿畑町1886番地2

市道鹿畑清水線上

3 損害賠償額

金 300,041円

4 事故の概要

被害車両の乗用車が市道鹿畑清水線を走行中、アスファルト舗装の段差で、フロントバンパーの損傷等車両に損害を与えたもの

平成27年9月3日

生駒市長 小 紫 雅 史

平成 26 年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、平成 26 年度決算に基づく生駒市健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

記

（単位 %）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.29)	— (17.29)	1.8 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」と記載している。
- 2 将来負担比率が算定されないため、「—」と記載している。
- 3 生駒市の早期健全化基準を括弧内に記載している。

平成 27 年 9 月 15 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生 監 第 5 9 号
平成 2 7 年 8 月 1 9 日

生駒市長 小紫雅史 様

生駒市監査委員 藤本勝美
生駒市監査委員 井上圭吾
生駒市監査委員 白本和久

平成 2 6 年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の審査結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定による平成 2 6 年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の審査を終えたので、その結果について意見を付して提出する。

平成26年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の審査意見書

第1 審査の概要

市長から提出された生駒市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が正確かつ適正に作成されているかどうかについて、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、審査を行った。

第2 審査の期間

平成27年7月17日から平成27年8月19日まで

第3 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記の生駒市健全化判断比率及びその算定の根拠となる事項を記載した書類について照合・確認したところ、いずれも計数は正確であり、適正に作成されていることが認められた。

記

健全化判断比率等

(単位：%)

比率名	平成26年度比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	12.29
連結実質赤字比率	—	17.29
実質公債費比率	1.8	25.0
将来負担比率	—	350.0

- (注) 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、それぞれ実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」を記載している。
- 2 将来負担比率については、将来負担比率が算定されないため、「—」を記載している。

2 個別意見

- (1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、それぞれ実質赤字額及び連結実質赤字額がないことから、特に指摘すべき事項はみられなかった。
- (2) 実質公債費比率については、早期健全化基準の25.0%を大きく下回っていることから、特に指摘すべき事項はみられなかった。
- (3) 将来負担比率については、充当可能財源等が将来負担額を上回っており、将来負担比率が算定されないことから、特に指摘すべき事項はみられなかった。

平成 26 年度決算に基づく生駒市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 2 条第 1 項の規定により、平成 26 年度決算に基づく水道事業会計、下水道事業特別会計及び病院事業会計の資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

記

（単位 %）

会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	— (20.0)
下水道事業特別会計	— (20.0)
病院事業会計	— (20.0)

備考

- 1 資金の不足額がないため、「—」と記載している。
- 2 生駒市の経営健全化基準を括弧内に記載している。

平成 27 年 9 月 15 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生 監 第 6 0 号
平成 2 7 年 8 月 1 9 日

生駒市長 小紫雅史 様

生駒市監査委員 藤本勝美
生駒市監査委員 井上圭吾
生駒市監査委員 白本和久

平成 2 6 年度決算に基づく生駒市資金不足比率の審査結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定による平成 2 6 年度決算に基づく生駒市資金不足比率の審査を終えたので、その結果について意見を付して提出する。

平成26年度決算に基づく生駒市資金不足比率の審査意見書

第1 審査の概要

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が正確かつ適正に作成されているかどうかについて、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、審査を行った。

第2 審査の期間

平成27年7月28日から平成27年8月19日まで

第3 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記の生駒市資金不足比率及びその算定の根拠となる事項を記載した書類について照合・確認したところ、いずれも計数は正確であり、適正に作成されていることが認められた。

記

資金不足比率等

(単位:%)

特別会計の名称	平成26年度比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業特別会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0

(注) 資金不足比率については、資金不足額がなく比率が算定されないため、「—」を記載している。

2 個別意見

水道事業会計、下水道事業特別会計及び病院事業会計においては、資金不足額がないことから、特に指摘すべき事項はみられなかった。

議案第 64 号

平成 26 年度生駒市一般会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度生駒市一般会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 27 年 9 月 15 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 65 号

平成 26 年度生駒市公共施設整備基金特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度生駒市公共施設整備基金特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 27 年 9 月 15 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 66 号

平成 26 年度生駒市生駒駅前市街地再開発事業特別会計決算の認定
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成
26 年度生駒市生駒駅前市街地再開発事業特別会計決算を別冊監査委員の意見を
付けて議会の認定に付する。

平成 27 年 9 月 15 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 67 号

平成 26 年度生駒市介護保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度生駒市介護保険特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 27 年 9 月 15 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 68 号

平成 26 年度生駒市国民健康保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度生駒市国民健康保険特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 27 年 9 月 15 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 69 号

平成 26 年度生駒市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度生駒市後期高齢者医療特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 27 年 9 月 15 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 70 号

平成 26 年度生駒市下水道事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度生駒市下水道事業特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 27 年 9 月 15 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 71 号

平成26年度生駒市自動車駐車場事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度生駒市自動車駐車場事業特別会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年9月15日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 72 号

平成 26 年度生駒市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 32 条第 2 項の規定に基づき、平成 26 年度生駒市水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書(案)のとおり処分し、併せて同法第 30 条 4 項の規定に基づき、平成 26 年度生駒市水道事業会計決算を別冊監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成 27 年 9 月 15 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 73 号

平成 26 年度生駒市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、平成 26 年度生駒市病院事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 27 年 9 月 15 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 74 号

平成 27 年度生駒市一般会計補正予算（第 2 回）

平成 27 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 3 0 2, 0 4 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 7, 4 3 9, 9 5 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表地方債補正」による。

平成 27 年 9 月 15 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		4,933,603	95,034	5,028,637
	1 国庫負担金	4,009,088	80,368	4,089,456
	2 国庫補助金	900,463	14,666	915,129
15 県支出金		2,341,663	41,184	2,382,847
	1 県負担金	1,455,365	40,184	1,495,549
	2 県補助金	628,769	1,000	629,769
19 繰越金		300,000	1,160,129	1,460,129
	1 繰越金	300,000	1,160,129	1,460,129
21 市債		2,002,000	5,700	2,007,700
	1 市債	2,002,000	5,700	2,007,700
歳 入 合 計		36,137,908	1,302,047	37,439,955

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		4,539,424	1,018,319	5,557,743
	1 総務管理費	3,504,324	998,092	4,502,416
	2 徴税費	529,420	15,000	544,420
	3 戸籍住民基本台帳費	271,266	5,227	276,493
3 民生費		13,674,930	216,320	13,891,250
	1 社会福祉費	5,425,936	39,084	5,465,020
	2 児童福祉費	5,853,097	177,236	6,030,333
4 衛生費		3,969,796	8,900	3,978,696
	2 清掃費	2,231,022	8,900	2,239,922
5 産業経済費		369,456	1,300	370,756
	1 農業費	155,071	1,300	156,371
6 土木費		3,557,026	26,352	3,583,378
	3 都市計画費	1,045,998	26,352	1,072,350
7 消防費		1,548,390	5,774	1,554,164
	1 消防費	1,548,390	5,774	1,554,164
8 教育費		4,888,648	25,082	4,913,730
	1 教育総務費	663,684	4,723	668,407
	5 社会教育費	968,948	12,613	981,561

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補正額	計
	6 保健体育費	1,295,216	7,746	1,302,962
歳	出	合	計	
		36,137,908	1,302,047	37,439,955

第 2 表 繰越明許費

[単位 千円]

款	項	事業名	金額
民生費	社会福祉費	福祉センター管理運営費	32,394
教育費	教育総務費	高山スーパースクールゾーン整備事業	4,723

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追加

[単位 千円]

事 項	期 間	限 度 額
南コミュニティセンター第2駐車場 用地返却に係る原状復旧工事	平成28年度	6,900
消防団機動第4分団拠点施設 整備工事監理業務	平成28年度	4,181

第 4 表 地 方 債 補 正

変更

[単位 千円]

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
消 防 施 設 整 備 事 業	202,800	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る場合に ついて、 利率の見 直しを後 行つた後 において は、当該 見直し後 の利率)	政府資金 については その融資条 件により、 銀行その他 の場合には その債権者 と協定する ものとする。 ただし、市財政 の都合により 据置期間 及び償還期 限を短縮 し、若しくは 繰上償還 又は低利に 借換えるこ とができる。	208,500	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る場合に ついて、 利率の見 直しを後 行つた後 において は、当該 見直し後 の利率)	政府資金 については その融資条 件により、 銀行その他 の場合には その債権者 と協定する ものとする。 ただし、市財政 の都合により 据置期間 及び償還期 限を短縮 し、若しくは 繰上償還 又は低利に 借換えるこ とができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	4,006,676	80,368	4,087,044	2 児童福祉費負担金	80,368	保育所運営費負担金
計	4,009,088	80,368	4,089,456			

[単位 千円]

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金	299,711	14,666	314,377	2 児童福祉費補助金	14,666	保育対策総合支援補助金
計	900,463	14,666	915,129			

[単位 千円]

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
1 民生費県負担金	1,455,103	40,184	1,495,287	2 児童福祉費負担金	40,184	保育所運営費負担金
計	1,455,365	40,184	1,495,549			

[単位 千円]

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費県補助金	591,788	1,000	592,788	1 社会福祉費補助金	1,000	介護人材確保対策支援補助金
計	628,769	1,000	629,769			

[単位 千円]

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	300,000	1,160,129	1,460,129		1,160,129	前年度繰越金
計	300,000	1,160,129	1,460,129			

[単位 千円]

(款) 21 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 消防債	202,800	5,700	208,500	消防債	5,700	消防施設整備事業債
計	2,002,000	5,700	2,007,700			

[単位 千円]

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説 明
				補正額		一般財源			
				国県支出金	特定地方債その他				
1 一般管理費	1,873,827	39,151	1,912,978			39,151	11 需用費	13,726	消耗品費
							13 委託料	6,099	情報機器保守等委託料
							18 備品購入費	19,326	情報用備品
5 財産管理費	1,135,375	958,000	2,093,375			958,000	25 積立金	958,000	減債基金
13 防災費	18,635	941	19,576			941	11 需用費	843	印刷製本費
							13 委託料	98	配送業務委託料
計	3,504,324	998,092	4,502,416			998,092			

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説 明
				補正額		一般財源			
				国県支出金	特定地方債その他				
2 賦課徴収費	188,772	15,000	203,772			15,000	23 償還金利子及び割引料	15,000	過年度税額更正還付金及び加算金
計	529,420	15,000	544,420			15,000			

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 地 方 債	財源その他				
					国 県 支 出 金	国 庫 債			
1 戸籍住民基本台帳費	271,067	5,227	276,294			5,227	13 委託料	1,771	多機能端末機設定等委託料
							18 備品購入費	3,456	多機能端末機
計	271,266	5,227	276,493			5,227			

[単位 千円]

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 地 方 債	財源その他				
					国 県 支 出 金	国 庫 債			
3 障がい者福祉費	2,064,693	3,689	2,068,382			3,689	13 委託料	3,689	権利擁護支援センター運営委託料
6 介護保険費	1,197,228	1,000	1,198,228	1,000 (県補)			19 負担金補助及び交付金	1,000	介護人材確保助成金
8 福祉センター費	55,834	34,395	90,229			34,395	13 委託料	2,001	設計委託料
							15 工事請負費	32,394	改修工事
計	5,425,936	39,084	5,465,020	1,000		38,084			

[単位 千円]

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 地 方 債	一般財源				
					国県支出金	その他			
1 児童福祉総務費	3,048,642	16,500	3,065,142	14,666 (国補) 14,666		1,834	19 負担金補助及び交付金	16,500	私立保育所等施設整備費補助金
2 児童保育費	1,456,621	160,736	1,617,357	120,552 (国負) 80,368 (県負) 40,184		40,184	19 負担金補助及び交付金	160,736	私立保育所保育実施負担金
計	5,853,097	177,236	6,030,333	135,218		42,018			

[単位 千円]

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 地 方 債	一般財源				
					国県支出金	その他			
2 ごみ処理費	923,179	8,900	932,079			8,900	18 備品購入費	8,900	粗大ごみ電話受付システム用備品
計	2,231,022	8,900	2,239,922			8,900			

[単位 千円]

(款) 5 産業経済費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 地 方 債	一般財源				
					国県支出金	その他			
4 森林対策事業費	4,249	1,300	5,549			1,300	8 報償費	300	謝礼
計	155,071	1,300	156,371			1,300	19 負担金補助及び交付金	1,000	ナラ枯れ防除事業補助金

[単位 千円]

(款) 6 土木費

(項) 3 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 地 方 債	その他				
					国 庫 支 出 金	国 庫 支 出 金			
4 北部地域整備 促進事業費	10,982	26,352	37,334			26,352	12 役務費	26,352	土地鑑定評価手数料
計	1,045,998	26,352	1,072,350			26,352			

[単位 千円]

(款) 7 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 地 方 債	その他				
					国 庫 支 出 金	国 庫 支 出 金			
3 消防施設費	248,211	5,774	253,985	5,700		74	13 委託料	5,774	設計等委託料
計	1,548,390	5,774	1,554,164	5,700		74			

[単位 千円]

(款) 8 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 地 方 債	その他				
					国 庫 支 出 金	国 庫 支 出 金			
3 高山市スーパースクールの整備費	375,529	4,723	380,252			4,723	13 委託料	4,723	設計等委託料
計	663,684	4,723	668,407			4,723			

[単位 千円]

(款) 8 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 地 方 債	財 源 の 他	一 般 財 源			
2 生涯学習施設費	400,019	12,613	412,632			12,613	14 使用料及び賃借料	913	敷地借上料
計	968,948	12,613	981,561			12,613	15 工事請負費	11,700	生涯学習施設整備工事

(款) 8 教育費

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 地 方 債	財 源 の 他	一 般 財 源			
3 学校給食センター運営費	263,731	7,746	271,477			7,746	1 報酬	42	プロポーザル審査委員会委員
							8 報償費	144	謝礼
							13 委託料	7,560	学校給食センター更新整備計画策定等支援業務委託料
計	1,295,216	7,746	1,302,962			7,746			

平成 27 年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）

平成 27 年度生駒市の介護保険特別会計の補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10,471 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,568,242 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 27 年 9 月 15 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		1,368,198	2,259	1,370,457
	2 国庫補助金	112,355	2,259	114,614
4 支払基金交付金		2,013,084	1,109	2,014,193
	1 支払基金交付金	2,013,084	1,109	2,014,193
5 県支出金		1,069,622	540	1,070,162
	2 県補助金	47,769	540	48,309
7 繰入金		1,187,285	6,563	1,193,848
	2 基金繰入金	27,771	6,563	34,334
歳 入 合 計		7,557,771	10,471	7,568,242

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 基金積立金		2,102	3,908	6,010
	1 基金積立金	2,102	3,908	6,010
5 諸支出金		5,312	6,563	11,875
	1 償還金及び還付加算金	5,312	6,563	11,875
歳 出 合 計		7,557,771	10,471	7,568,242

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 地域支援事業包括的支援等交付金	50,213	2,259	52,472	2 過年度分	2,259	
計	112,355	2,259	114,614			

[単位 千円]

(款) 4 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費交付金	1,962,322	1,109	1,963,431	2 過年度分	1,109	
計	2,013,084	1,109	2,014,193			

[単位 千円]

(款) 5 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 地域支援事業包括的支援等交付金	25,107	540	25,647	2 過年度分	540	
計	47,769	540	48,309			

[単位 千円]

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費準備基金繰入金	27,771	6,563	34,334	1 介護給付費準備基金繰入金	6,563	

[単位 千円]

計	27,771	6,563	34,334		
---	--------	-------	--------	--	--

歳 出

(款) 4 基金積立金

(項) 1 基金積立金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特定財源		一般財源			
				国県支出金	その他				
1 介護給付費準備基金積立金	2,102	3,908	6,010	2,799 (国補) 2,259 (県補) 540	1,109 (基) 1,109	一般財源	25 積立金	3,908	介護給付費準備基金
計	2,102	3,908	6,010	2,799	1,109				

(款) 5 諸支出金

(項) 1 償還金及び選付加算金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特定財源		一般財源			
				国県支出金	その他				
2 償還金	10	6,563	6,573		6,563 (繰入) 6,563	一般財源	23 償還金利子及び割引料	6,563	国庫支出金等精算返還金
計	5,312	6,563	11,875		6,563				

生駒市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 9 月 15 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市印鑑条例の一部を改正する条例

生駒市印鑑条例（平成 2 年 10 月生駒市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 5 号中「き損」を「毀損」に改める。

第 7 条第 4 項を次のように改める。

- 4 第 1 項の規定にかかわらず、市長は、第 14 条第 2 項の印鑑登録証明書の交付のために必要な情報が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を所持する者から印鑑登録証の交付を要しない旨の申出があったときは、印鑑登録証の交付を行わないことができる。

第 8 条及び第 10 条第 3 号中「き損し」を「毀損し」に改める。

第 15 条第 2 項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第 2 項の印鑑登録証明書の交付のために必要な情報が記録された個人番号カードを所持する登録者は、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された市又は民間事業者が設置する端末機

で、自動的に証明書等を交付するものをいう。)を利用して、同項の印鑑登録証明書
の交付を申請することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に交付された住民基本台帳カードを所持する者については、改正前の生駒市印鑑条例第7条第4項及び第15条第2項の規定は、なおその効力を有する。ただし、同項に規定する窓口専用端末機に係る部分については、平成28年3月31日までの間に限り、なおその効力を有する。

議案第 77 号

生駒市住民基本台帳カード利用条例を廃止する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 9 月 15 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市住民基本台帳カード利用条例を廃止する条例

生駒市住民基本台帳カード利用条例（平成 22 年 12 月生駒市条例第 32 号）

は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に交付された住民基本台帳カードを所持する者については、廃止前の生駒市住民基本台帳カード利用条例の規定は、なおその効力を有する。ただし、同条例第 2 条第 2 号の規定は、平成 28 年 3 月 31 日までの間に限り、なおその効力を有する。

議案第 78 号

生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

上記の議案を提出する。

平成 27 年 9 月 15 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

生駒市職員の退職手当に関する条例（昭和 47 年 10 月生駒市条例第 30 号）
の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 8
4 条第 2 項」を「厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 47 条第 2 項
」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 79 号

生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 9 月 15 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 生駒市手数料条例（平成 12 年 3 月生駒市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項を削る。

別表第 1 の 2 の 2 の項中「接続された」の次に「市又は」を加え、「住民基本台帳カードを利用することにより」を削り、同表 18 の 2 の項及び 18 の 3 の項を削る。

第 2 条 生駒市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 の 2 の項中「又は窓口専用端末機（証明書等の交付を申請することができる端末機をいう。以下同じ。）」を削り、同表 16 の項から 18 の項まで、20 の項及び 24 の項中「又は窓口専用端末機」を削る。

附 則

この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

議案第 80 号

生駒市教育委員会委員の定数を定める条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 9 月 15 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市教育委員会委員の定数を定める条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 3 条ただし書の規定により、生駒市教育委員会の委員の定数は、8 人とする。

附 則

この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

議案第 81 号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定したいから、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 終	点 点
1	檜の木台12号線	壺分町67番291先 壺分町67番299先	
2	鹿ノ台南31号線	鹿ノ台南1丁目8番18先 鹿ノ台南1丁目16番13先	
3	翠光台12号線	壺分町70番14先 壺分町70番51先	
4	翠光台13号線	壺分町70番23先 壺分町70番41先	
5	翠光台14号線	壺分町70番64先 壺分町70番46先	
6	翠光台4号歩行者専用道	壺分町70番21先 壺分町70番22先	
7	翠光台5号歩行者専用道	壺分町70番25先 壺分町70番37先	
8	翠光台6号歩行者専用道	壺分町70番45先 壺分町70番46先	
9	生駒台北15号線	生駒台北121番8先 生駒台北121番11先	
10	鹿畑町駅前3号歩行者専用道	鹿畑町3075番先 鹿畑町2930番1先	

11	北田原南北線	北田原町 2 4 2 0 番 1 先 北田原町 1 6 2 4 番 1 先
12	北田原南北線支線 1 号	北田原町 2 3 2 6 番 1 先 北田原町 2 3 2 8 番 1 先
13	北田原南北線支線 2 号	北田原町 2 4 0 2 番 1 先 北田原町 2 4 2 9 番 9 先
14	高山北田原線支線 1 7 号	北田原町 1 5 9 2 番 3 先 北田原町 1 5 8 9 番 6 先
15	北田原町第 1 歩行者道	北田原町 2 7 9 3 番 2 先 北田原町 2 4 0 6 番 2 先
16	門前町鬼取線支線 7 号	小倉寺町 5 5 4 番 1 先 小倉寺町 6 8 1 番先
17	辻町第 1 歩行者道	辻町 7 3 2 番 2 先 辻町 7 0 1 番 1 7 先
18	鹿畑中利谷線支線 1 号	鹿畑町 2 4 4 7 番 1 先 鹿畑町 3 0 7 2 番先

平成 2 7 年 9 月 1 5 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 82 号

市道路線の廃止について

市道路線を次のとおり廃止したいから、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 終 点 点
1	鹿畑大湊線支線2号	鹿畑町2538番1先 鹿畑町2521番先
2	北田原南北線	北田原町2413番1先 北田原町1592番3先
3	鹿畑中利谷線支線1号	鹿畑町2444番先 鹿畑町2640番先

平成27年9月15日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 83 号

奈良市・生駒市消防通信指令事務協議会規約の変更について

奈良市・生駒市消防通信指令事務協議会規約を変更することについて、奈良市と協議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求める。

平成27年9月15日

生駒市長 小 紫 雅 史

奈良市・生駒市消防通信指令事務協議会規約の一部を改正する規約

奈良市・生駒市消防通信指令事務協議会規約（平成25年7月1日施行）の一部を次のように改正する。

第1条中「第252条の2第1項」を「第252条の2の2第1項」に改める。

附 則

この規約は、告示の日から施行する。

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者に下記の者を推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 中 谷 八 榮 子

生年月日 昭和●●年●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 岩 田 憲 一

生年月日 昭和●●年●月●日

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 藤 尾 庸 子

生年月日 昭和●●年●月●日

平成27年9月15日提出

生駒市長 小 紫 雅 史